

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	大阪府茨木市

## 茨木市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 産業環境部農林課  
所在地 大阪府茨木市駅前三丁目 8 番 13 号  
電話番号 072-620-1622  
FAX 番号 072-620-2289  
メールアドレス [nourin@city.ibaraki.lg.jp](mailto:nourin@city.ibaraki.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、アライグマ
計画期間	令和 4 年度～令和 6 年度
対象地域	大阪府茨木市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和 2 年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値 (千円) 被害面積 (ha)
イノシシ	水稲・野菜・果樹等	6,215 3.6
シカ		3,341 1.7
アライグマ		2,322 0.4

(2) 被害の傾向

<p>イノシシは豚熱の影響から目撃情報数は減少しているが、被害面積自体は例年程度である。</p> <p>イノシシ及びシカは中山間地域を中心に農作物に被害を与えてきたが、近年は丘陵地でも被害目撃情報と共に農作物被害が増加しており、水稲・野菜に加えて果樹の被害に増加が見られる。</p> <p>アライグマは市域全体に生息しており、夏季の水稲・野菜・果樹を中心とした被害がある。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 6 年度)
農作物被害額 (千円)	イノシシ	6,215	4,351
	シカ	3,341	2,339
	アライグマ	2,322	1,625
被害面積 (ha)	イノシシ	3.6	2.5
	シカ	1.7	1.2
	アライグマ	0.4	0.3

※現状値 (令和 2 年度) から 3 割減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府猟友会茨木支部の有害鳥獣捕獲の協力により、狩猟及び有害鳥獣駆除での捕獲。</li> <li>・アライグマ等外来生物の捕獲檻の貸出。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会会員への負担増や高齢化による捕獲担い手の減少。</li> <li>・農業者の高齢化に伴う里山の荒廃。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市単独事業を活用し、防護柵を設置して、イノシシ及びシカによる農作物被害を軽減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵を設置した地域は被害が軽減するが、イノシシ及びシカの生息数が減らない限り、別の地域へ移動することが考えられるので、広域的な防護柵の設置を検討。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家へ放任果樹等の除去について協力の要請。</li> <li>鳥獣の習性や被害防止に関する技術講習会等の開催検討。</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

<p>広域な防護柵及び檻を設置し、猟友会と連携した捕獲体制を確立するとともに、刈り払いや餌場の除去等、集落環境を整備する取り組みを実行組合を通じて推進する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>対象鳥獣捕獲員については、大阪府猟友会茨木支部の選任に基づき、引き続き捕獲を実施する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4	イノシシ シカ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ、シカ捕獲用の箱わなを実行組合単位に貸出し、農業者による日常管理、猟友会による捕獲を行う。</li> <li>・アライグマ等の檻を農家等へ貸出し、捕獲個体は猟友会により、安楽死後、焼却処理する。</li> </ul>
令和5		
令和6		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第4期)【令和4年4月～令和9年3月】、 大阪府シカ第二種鳥獣管理計画(第5期) 【令和4年4月～令和9年3月】、 第4期大阪府アライグマ防除実施計画【令和3年4月～令和8年3月】 及び 【捕獲実績】イノシシ H30 57頭 H31 42頭 R2 35頭 シカ      H30 21頭 H31 39頭 R2 27頭 アライグマH30 51頭 H31 27頭 R2 78頭 に基づき被害防止に必要な有害鳥獣を捕獲する。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
シカ	70頭	70頭	70頭
アライグマ	100頭	100頭	100頭

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ、シカ 大阪府猟友会茨木支部と情報を交換し、捕獲時期及び捕獲檻の設置場所等を協議し、捕獲する。</li> <li>・アライグマ 捕獲檻を用いて、農家等により捕獲する。</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
茨木市 (平成 19 年 4 月権限委譲済み)	狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、ニホンザル、イタチ (メス)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
イノシシ シカ	電気柵 延長 10,000 m 金属柵 延長 0 m 計 10,000 m	電気柵 延長 10,000 m 金属柵 延長 0 m 計 10,000 m	電気柵 延長 10,000 m 金属柵 延長 0 m 計 10,000 m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
イノシシ シカ	鳥獣の習性や被害防止に関する技術講習会等の開催検討。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

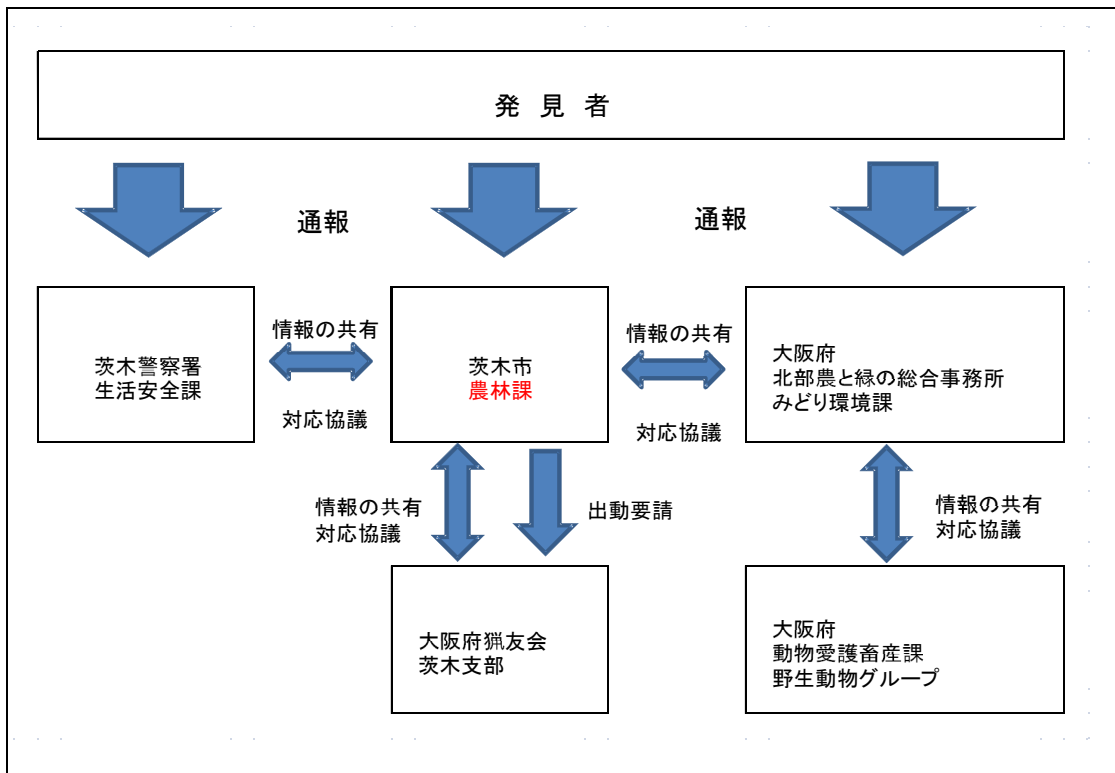
年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4 ~ 6	イノシシ シカ アライグマ	稲刈り後の耕起や不要な果実の処分等、鳥獣の餌付け防止対策の啓発、捕獲能力の向上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大阪府	情報収集 被害対策に関する助言・指導
茨木警察署	情報収集及び現場付近での注意喚起
大阪府猟友会茨木支部	捕獲活動時の現場対応 被害対策に関する助言・指導
茨木市	事務局を担当し、出没状況に関する連絡及び調整を行う。 出没情報等の広報活動を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ・シカについては適切な処理施設での焼却、解体処分、影響の無い場所に埋設、自家消費による食肉利用。  
アライグマ等については、安楽死措置後焼却処分。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	他市町の事例を参考に、捕獲した鳥獣の食肉としての利用について研究する。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(2) 処理加工施設の実施体制

他市町の事例を参考に、捕獲した鳥獣の食肉としての利用について研究する。
-------------------------------------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

特になし。
-------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	茨木市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
茨木市農協実行組合長会連絡協議会	有害鳥獣の農地被害状況
大阪府猟友会茨木支部	有害鳥獣の生息状況収集・捕獲・技術講習
茨木市農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
大阪府北部農と緑の総合事務所	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
大阪府農業共済組合北部支所	有害鳥獣の農地被害状況の集計を行う。
大阪府森林組合	有害鳥獣の森林被害情報収集
茨木市林業推進協議会	有害鳥獣の森林被害情報収集
茨木市農業委員会	有害鳥獣の農地被害状況情報収集
茨木市	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大阪府	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

大阪府猟友会茨木支部による既存の捕獲体制を継続する。  
実施隊の設置予定はない。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接する市町の鳥獣被害防止対策協議会と連携し、わなを仕掛ける日を合わせ等、広域的な取り組みにより有害鳥獣捕獲体制を強化する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし。